

各連結法人の平均売上金額の計算等に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )
----------------------------	------------------	-----	-----

旧別表六の二(三)付表一 平二十・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

平成20年4月1日以後に開始する事業年度については、平成20年改正後の法人税法施行規則別表六の二(六)(別表六の二(六))を御使用ください。

I 平均売上金額の計算に関する明細書				
連結事業年度 又は事業年度	売上金額	当該連結事業年度の月数 (1)の連結事業年度の月数 又は事業年度の月数	改定売上金額 (2) × (3)	
1	2	3	4	
・	円	――	円	
・		――		
・		――		
・		――		
・		――		
・		――		
当期				
計				
平均売上金額 (4)の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)			5	円

II 比較試験研究費の額の計算に関する明細書				
連結事業年度 又は事業年度	試験研究費の額	当該連結事業年度の月数 (6)の連結事業年度の月数 又は事業年度の月数	改定試験研究費の額 (7) × (8)	
6	7	8	9	
・	円	――	円	
・		――		
・		――		
・		――		
・		――		
・		――		
・		――		
前年度事業年度 前三年以内開始 連結事業開始				
計				
比較試験研究費の額 (9)の計) ÷ (連結事業年度又は事業年度の数)			10	円

III 特別試験研究費の額に関する明細書	
特別試験研究等の内容	特別試験研究費の額
11	12
	円
計	

IV 前期超過要件に係る試験研究費の額の計算に関する明細書		
当該連結事業年度の試験研究費の額	13	円
(13)償却のうち特別		
開発研究用設備の償却費	14	
普通償却限度額	15	
特別償却実施額	16	
(14) - (15)		
差引試験研究費の額	17	
(13) 又は (13) - (16)		

## 旧別表六の二 (三) 付表一の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、連結法人が平成20年改正前の措置法第68条の9第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「売上調整年度」には、当期に係る連結親法人事業年度開始の日の3年前の日から当期の開始の日の前日までに開始した各連結事業年度又は各事業年度を記載します。
- 3 「売上金額2」の各欄及び「改定売上金額4」の「当期」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべきものを除きます。）を記載します。
- 4 「当該連結事業年度の月数  
(1)の連結事業年度の月数<sup>3</sup>  
又は事業年度の月数」  
は、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 5 「平均売上金額((4)の計)÷(1+売上調整年度数)5」の算式中「売上調整年度数」は「1」に記載した連結事業年度又は事業年度の数を当てはめて計算します。
- 6 この明細書のⅡは、連結法人が平成20年改正前の措置法第68条の9第1項（同条第9項の規定により読み替えて適用する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 7 「当該連結事業年度の月数<sup>8</sup>  
(6)の連結事業年度の月数<sup>8</sup>  
又は事業年度の月数」  
は、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 8 この明細書のⅢは、連結法人が平成20年改正前の措置法第68条の9第2項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。なお、この場合に、その特別試験研究費の額が平成20年改正前の措置法令第27条の4第14項第1号又は第3号から第6号まで（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、平成20年改正前の措置法規則第22条の23第7項又は第10項から第13項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に定めるところにより、所定の証明書書の添付が必要とされますので御注意ください。
- 9 この明細書のⅣは、連結法人が平成20年改正前の措置法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 10 「(13)のうち特別償却実施額」の各欄は、「当該連結事業年度の試験研究費の額13」のうちに平成18年改正前の措置法第68条の20の2第1項（開発研究用設備の特別償却）の規定により償却費として損金の額に算入された金額が含まれている場合に記載します。